

子どもの居場所の創出に向けて

～基金を活用して子ども食堂を創出する～

埼玉県吉川市 飯野 耕太郎



1 はじめに

筆者は現在、吉川市の子どもの貧困対策推進計画の策定に携わっている。近年、子どもの貧困に対する社会的関心が高まっており、国では、平成 26 年に子どもの貧困対策の推進に関する法律を施行し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしている。地方公共団体の責務としては、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとあり、これを受けて、吉川市でも子どもの貧困の現状を的確に捉えた上で、計画の策定に向けて取組を進めているところである。

国全体の子どもの貧困率を表したものとして、世間に衝撃を与えた数字がある。平成 25 年に厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は 16.3%と、データを取り始めた昭和 61 年以来、過去最悪となり、6 人に 1 人の子どもが貧困状態にあることが分かった。小学校の 40 人学級であれば 6～7 人、日本全国では 320 万人以上の子どもが貧困状態にある状況であり、決して看過できる数字ではない。さらに衝撃を与えているものは、ひとり親世帯の貧困率である。当該調査結果では 54.6%であり、まさにひとり親世帯の 2 人に 1 人が貧困状態となっている。

子どもの貧困は社会全体を揺るがす大きな問題であり、子ども一人ひとりにとっても将来や老後の生活までも脅かす重大な問題である。さらには、負の連鎖となって次世代に続いてしまうことまではあまり認識されていないのではないか。子どもの貧困により生活の格差が生じることや、経済的困窮のみならず孤立してしまうことによる問題に焦点を当て、吉川市はどのような状況に置かれているのかを考え、必要な支援を地域に発信し、つなげていく必要があるのではないかと感じたことがこのレポートにおける筆者の問題意識の根底にある。

2 目の前にある子どもの貧困に関わる現状と課題

(1) 吉川市の地域性

吉川市は、埼玉県の南東部に位置し、東に江戸川、西に中川という二本の流れに抱かれて、市街地や田園の伸びやかな風景が広がる土地であり、都心から 25km 圏内という便利な立地にありながら、自然の恵みにあふれた安らぎの環境が備わっている。また、土地区画整理事業による都市基盤の整備を進めてきたことや、近年、吉川市周辺に大型商業施設が開業するなど、日常生活の利便性の高まりもあって、東京近郊のベッドタウンとして人口が増加し続けている。しかしながら、市全域の 76%を占める市街化調整区域では人口の

減少が始まっており、人口動態でみた地域性では市全体が二分化されている状況にある。

(2) 吉川市の子どもの貧困の現状

吉川市では、子どものいる家庭の生活状況等を把握するため、平成 29 年度に子育て世帯生活実態調査を実施し、回答で得た各家庭の可処分所得を国民生活基礎調査の方法に準じて分類し、次のとおり低所得層を割り出した(表 1)。なお、当該調査における上記の子どもの貧困率に相当する低所得層は 7.4%、ひとり親世帯の貧困率に相当する低所得層は 44.4%となり、国民生活基礎調査との比較では割合は低い、調査における所得の捉え方や調査手法等の違いにより、単純比較はできないことに留意が必要である。数字の大小はあるにしても、調査上、

吉川市にも貧困に該当する子どもがいることを問題として捉え、子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的と照らし合わせて、子どもの貧困対策が必要となつてくると考える。

調査対象	回答数 (全体)	うち低所得層	
		数	割合
乳児家庭	275	15	5.5%
保育園・幼稚園年長児家庭	481	39	8.1%
小学 5 年生家庭	579	50	8.6%
中学 2 年生家庭	565	36	6.4%
合計	1,900	140	7.4%

表 1: 吉川市子育て世帯生活実態調査における低所得層

(3) 吉川市子育て世帯生活実態調査結果からの考察

子どもの貧困問題では、そもそも何が問題で、どう対策を講じれば良いのかを考えた際に、筆者は、問題は「子どもが孤立してしまうこと」であり、それへの対策は「孤立しないために子どもが安心して過ごせる居場所を創出すること」であると考えている。子どもの対象としては、子どもの貧困対策の推進に関する法律では年齢に定義がなく、一方で、児童福祉法では 18 歳未満を児童と定義している。子どもの貧困問題を考えるに当たり、対象となる年齢は様々であるが、ここでは、子ども自身が自ら考え、責任感を持って行動できる年齢であるものとし、就学前の児童を除いた小学生と中学生を対象として調査結果を考察した。その結果、特徴的な結果として以下の 3 点が挙げられる。

① 平日の放課後の過ごし方

保護者の回答によると、「平日の放課後に子どもがひとりで過ごす時間」について「ほぼない」と答えた人が小学 5 年生で 63.9%、中学 2 年生で 60.3%となったことから、4 割弱の子どもが放課後にひとりで過ごしている時間があることが分かる。子どもの夕食時までには保護者が帰ってくる場合がほとんどであるが、所得別にみた特徴としては、「夕食前までひとりで過ごす子どもの割合」について、小学 5 年生では低所得層以外 25.7%に対して低所得層 32.0%、中学 2 年生では低所得層以外 31.0%に対して低所得層 44.4%となっている。また、夕食時をみると、小学 5 年生では低所得層以外 0.6%に対して低所得層 4.0%の子どもが孤食の状態にあり、少ない割合ではあるが子どもが孤立してしまっている状況がうかがえる。

② 平日の勉強時間

「学校の授業以外の平日の勉強時間」についての子ども本人の回答で特徴が見られたのは、「まったくしない」が小学 5 年生では低所得層以外 5.5%に対して低所得層 12.0%、中

学 2 年生では低所得層以外 5.9%に対して低所得層 25.0%となっている点である。また、データとして興味深いのは、中学 2 年生の低所得層では、全体的に勉強時間が少なくなる一方で、3 時間以上勉強する割合が 19.4%と低所得層以外 14.0%よりも高い点であり、中学に進学すると勉強時間の長短に二極化が進んでいることがうかがえる。

③学校での成績

「自分の成績をどのくらいと考えるか」について、子ども本人の回答によると、小学 5 年生では家庭の所得別に見ても大きな差異はみられないが、中学 2 年生になると、「下のほう」と回答する割合が低所得層以外 20.6%に対して低所得層 47.2%と倍以上の差が生じる。これは、学校の授業以外の勉強時間が家庭環境により確保できないことや、本人自身にあきらめの気持ちが生じてしまうことなどが原因として考えられる。特に、中学進学以降の成績に差が大きく出始めてしまうことで、学習・教育機会に制約を受け、自己肯定感の低下などにより、将来の生活に大きな影響を及ぼしてしまうおそれがある。子どものライフチャンスや選択肢が制約されることのないよう、学校での成績の観点から、子どもが学習する機会を創出していくことが必要となってくる。

(4) 放課後に子どもの居場所となる施設等の現状

①児童館の利用

市内には、児童厚生施設である児童館が 1 か所あり、幼児を抱えた保護者や小学生を中心に、多くの子どもが集う場所となっている。設置場所については、市内で唯一の鉄道である JR 武蔵野線以南の市街地内に位置しており、周辺住民の利用が多い一方で、同路線以北エリアの住民の利用は少ない状況にある。市内小学生からは、児童館の存在は知っているが、自宅からは遠いために行ったことがないという声もよく聞かれる。子どもの居場所については、いかに子どもにとって身近であるかが日常の利用に影響してくると言える。

②学童保育室の利用

市内の 8 つの小学校区の全てに学童保育室を設置しており、市の直営により運営している。平日の保育時間は最長で午後 7 時までであり、必ず保護者が迎えを行っている。人口が増加している吉川市は学童保育室のクラス数も年々増設しているところであるが、この人口増加には地域性が見られるため、駅を中心とした市街化区域の一部を除いては、今後、クラス数の減少が見込まれている。学童保育室の利用率は、市全体では 19.3%であるが、地域間で比較すると、市街化区域の学校区の方が市街化調整区域の学校区よりも数%程度高い利用率となっている。このことから、市街化調整区域では、農家も点在している中で、両親以外に祖父母等の子どもの面倒を看られる人が周りにいることがうかがえる一方、市街化区域では、土地区画整理事業やマンションの新設に伴う転入者も多く、市街化調整区域との比較では家族以外に身近に子育ての協力者がいないことがうかがえる。

③学習支援教室の利用

市内 1 か所で、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生と高校生を対象として、週 1 回、学習支援教室を開催しており、その専門性の高さから、市では業務委託により実施している。学習支援の内容は、参加する生徒の自主性に任せ、生徒が都合の良い時間に、学

校の宿題や学びたい教材を持参した上で、教員 OB や学生ボランティアが個別で学習支援を行っている。平成 29 年度の申込実績では、中学生 45 名、高校生 16 名の計 61 名となっており、教室での学習支援のほか、進学に関する相談支援、引きこもり等により教室に通えない生徒を対象とする家庭訪問など、きめ細やかな支援を行っている。なお、近年、募集人数に対する応募人数の超過が見られるため、教室の増設のほか、対象を小学生も含めたものとするなどの内容の充実が求められている。



写真 1: 学習支援教室の様子

(5) 子どもの居場所となる地域の取組

子どもの居場所となる地域の取組として、子どもへ食事を提供する「子ども食堂」の取組について考察する。

市内には、社会福祉法人福祉楽団が公益事業として平成 27 年から運営している子ども食堂が 1 か所、市内中央に位置する昭和 48 年に建設された吉川団地内にある。開催日時は毎週月・水・金曜日の 17 時から 19 時までであり、名称を「みんなの食堂」としている。とおりに、高齢者も含め、誰に対しても無料で食事を提供している。1 回当たりの利用者は、子ども 15 名、大人 15 名程度であり、多い時には 1 日 50 食以上提供される場合もある。同法人は食堂の賃借料や光熱水費等をすべて負担しており、市からの財政支援は受けておらず、提供する食材は個人や農家等からの寄付により調達している。スタッフ数は 20 名で、うち無償のボランティアが 10 名程おり、民生委員・児童委員、長寿会等の協力により成り立っている。利用者は、団地に住む高齢者のほか、親子連れで来る人が多く、子どもの年齢は未就学児から就学児まで様々である。なお、利用者のうち生活困難な家庭と判断されれば、個別的な対応として食材を持ち帰らせたり、問題となっている事案については市役所の窓口に行き伝えたりするなど、地域において子どもが抱える困難に気づき、関係機関へつなげる役割を担っている。また、家に食べるものがないなどの家庭の情報を市役所の窓口や電話で受けた場合には、子ども食堂を紹介して支援につなぐなど、子ども食堂と市役所とで日常的に連携を図っている。



写真 2: 子ども食堂の様子

全国的に見ると、子ども食堂は月 1~2 回の開催が多く、埼玉県内でも平成 30 年 8 月時点では、月 1 回の開催が 42.3%と最も多く、次いで月 2 回の開催が 17.1%、週 1 回が 11.4%となっている中で、週 3 回もの頻度で開催している社会福祉法人福祉楽団による子ども食堂は、運営側の地域貢献という思いの下、スタッフによる精力的な活動と、継続して食材を寄付し続ける寄付者の「地域の子どもの食で支えたい」という気持ちで成り立っていると言える。

子ども食堂は食事の提供を通して、子どもから高齢者までの様々な市民がつながる交流の場であり、市民の居場所ともなっている。また、運営側としては、子ども食堂を通して誰かの役に立つと実感できることは大きな喜びであり、それがあからこそボランティア

でも活動を続けられるとの声も聞かれる。実際に運営側の人と話をした中で筆者が感じたことは、子ども食堂には「子どもたちのために何かしたい」と思う共鳴共感の思いがあふれているということである。こうした子ども食堂が子どもにとって身近な存在となるよう市内に広く創出されていくことで、子どもの孤立を防ぐことにつながるものと考えられる。

3 子どもの居場所の創出に向けた取組と検討

以上、述べたように、子どもが放課後に過ごす居場所としては、児童館や学童保育室のほか、地域活動の視点では子ども食堂が挙げられる。

しかしながら、子育て世帯生活実態調査からも分かるように、全ての子どもが孤立せず、安心して地域で過ごせるために、さらなる居場所の創出が必要であり、そのためには、地域における子どもの貧困対策の機運の醸成や、子どもの居場所の創出につなげるための子育て支援活動、また、居場所を持続的に運営していくための運営に係る人件費や事務経費等の財源の確保が必要不可欠である。そこで、ここではその財源確保に焦点を当て、基金の設置により寄付を募りながら効果的かつ持続可能な子ども支援施策を推進している兵庫県明石市の取組事例と吉川市のふるさと納税の現状を見ていく。

(1) 兵庫県明石市の取組事例

「明石市こども基金」は、子どもたちの健やかな育ちを支えるよう市民が主体的に行う子育て支援活動及び児童健全育成活動の振興に資することを目的として、平成 17 年 4 月に明石市からの 1,000 万円の出資を基に設立され、民間団体・個人からの寄付金も基にして運用されてきている。同基金の活用方法としては、市民や団体が自主的、主体的に行う学習支援等の子育て支援活動や児童健全育成活動に要する経費の一部助成がある。また、平成 30 年 5 月には行政による専門的支援と地域による子ども活動の連携の要として、明石市からの 1,000 万円の拠出により「一般財団法人あかしこども財団」が新たに設立され、事業受託収益を得ながら助成の事業を市から引き継いで実施している。明石市によると、行政と比較して一般財団法人はより迅速な対応が可能であるほか、民間団体から寄付を得られやすいといったメリットもあるという。

明石市における子ども食堂については、当該財団が明石市からの業務委託により「こどもの居場所づくり事業」を実施しており、子ども食堂を開設する団体に対し、開催 1 回につき 2 万円の運営助成や備品購入等に係る特別助成、マニュアルの提供による開設までに必要な一連の手続きの支援を行っている。また、子どもを見守る地域拠点としての子ども食堂を全 28 小学校区へ展開することを平成 28 年に目標として設定し、設置支援を進めてきたところ、平成 30 年 11 月時点で全 28 小学校区に 38 か所の子ども食堂が設立され、目標は達成されている状況にある。さらには、全てのこども食堂と市民、民間団体等のサポーターがつながる「明石こども食堂ネットワーク」を立ち上げ、互いに連携、協力ができる体制が構築されている。

明石市では、一般財団法人あかしこども財団が主体となって、市民、活動団体、企業、行政等が一丸となり機動的かつ柔軟に子どもの居場所の創出をはじめとした事業を実施することで、子ども支援活動を効果的に推進している。この新たに法人を設立することによ

り関係団体間で有機的な連携を図り相乗効果を生み出していく手法は、「子どもたちのために何かしたい」という思いを具現化する上で、吉川市においても効果的であると考え。

(2) 寄付金額等の推移

明石市子ども基金への寄付については、市内各子育て支援センターへの募金箱の設置や市内のイベントでの募金活動などのほか、企業などの民間団体からも受け付けている。近年の寄付金額と基金の活用金額に

ついては、次の表のとおり推移しており、年によって寄付金額の差異は見られるものの、継続して一定額以上の寄付を受けられており、基金の活用金額はほぼ同じ水準で推移している(表 2)。

年度	基金への寄付	基金の活用
平成 29 年度	4,005,000 円	4,970,659 円
平成 28 年度	4,757,174 円	4,647,625 円
平成 27 年度	6,461,146 円	4,231,843 円

表 2: 寄付金額の推移

(3) 吉川市のふるさと納税の現状

平成 29 年度の吉川市のふるさと納税(まちづくり応援寄付金)における寄付実績額は 13,065,000 円であり、その寄付金の使途の指定についての内訳は次のとおりである(表 3)。これによると、「子育て支援分野」に使途を指定した寄付金額は 210 万円であり、件数、寄付金額ともに比較的多いことがわかる。このことから、子育てを支援したいという潜在的な意識が比較的高いことがうかがえる。

使途の指定	件数	寄付金額
市長にお任せ	216 件	4,140,000 円
教育分野	206 件	3,975,000 円
子育て支援分野	118 件	2,100,000 円
環境保全分野	43 件	1,100,000 円
地域福祉分野	55 件	840,000 円
観光振興分野	38 件	640,000 円
スポーツ振興分野	11 件	270,000 円
合計	687 件	13,065,000 円

表 3: まちづくり応援寄付金の使途指定

4 子どもの居場所の創出の展開

本章では、これまでの子どもの貧困問題を踏まえた今後の望ましい展開として、支援者となる担い手に寄り添いながら、子どもの孤立を防ぐため、持続可能な運営に向けた子どもの居場所の創出を提言する。

(1) 持続可能な運営に向けた子どもの居場所の創出のための基金の設置

創出の対象とする子どもの居場所とは、「子ども食堂」「学習支援の場」「その他プレイパークなど子どもの居場所として認められるもの」とする。

子ども食堂の設立を考えた場合、運営方法により様々であるが、イニシャルコストでは、食器や冷蔵庫等の購入費、室内の改装費等で約 20 万円、1 月当たりのランニングコストでは、食材費、ボランティアへの謝礼金、賃貸料、光熱水費、保険料等で約 15 万円と試算する。この場合、例えば食材を寄付で募ったとしても、安定した食事の提供が続けられるとは限らない。また、学習支援の場を創出する場合でも、教える人材の安定した確保が懸案となってくる。そこで、子どもの貧困問題を共鳴共感の下、地域課題として捉え、子どもの貧困対策の機運の醸成を図るとともに、まち全体で持続可能な子どもの居場所を創

出するため、財源確保策として基金を設置し、広く個人や団体から寄付を募り、設置及び運営に係る費用を助成することとする。なお、資金調達の方法としては、一つのプロジェクトを企画して賛同を得るクラウドファンディングも考えられるが、地域の様々な主体が相互に話し合いながら緊密に連携して幅広く活動できるようにするためには、一つのプロジェクトのみに特化せずに運用できる基金の活用を図ることが適当であると考えられる。

また、基金の設置主体については、安定して基金を運用できることを前提とすると、市、社会福祉協議会、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人または NPO 法人が考えられる。これらを税制上で比較すると、市へ寄付する場合には、個人からの寄付であれば寄付金控除や税額控除が受けられ、法人からであれば全額損金算入できるなど、最も税制上の優遇措置が受けられる。一方で、その他の主体の場合には、損金算入が認められるのは一定額までとなっており、特に、一般社団・財団法人や NPO 法人の場合には、法人からの寄付の場合しか一部の損金算入が認められないなど、税制上の違いが見られる。これらを考慮すると、明石市のように基金は市に設置することが望ましいと思える。しかし、基金を運営する上で最も重要視する点は、行政が主体となる形ではなく、市民、団体、行政のそれぞれの主体が基金運営に参画し、地域での問題を共に考え、居場所の創出を機動的かつ柔軟に図ることであることと捉える。そのため、様々な意見の集約の下、柔軟な基金運営が期待できる一般財団法人を設立した上で、子どもの居場所の創出を図ることを目的として、当該法人が基金の設置及び管理を行うこととする。

当該法人の体制について、重要な事項に係る決議を行うなど運営を担う評議員は、地域の活動を軸と捉えて、社会福祉協議会や自治連合会、民生委員・児童委員協議会から選出するとともに、理事や監事は、学識経験者や小中学校校長会、PTA 連合会、市職員などによる構成とすることで、地域の主な担い手と専門家、行政との連携の下、スピード感を持って円滑に基金の運用を図っていかないと考える。また、設置に当たっては、最低 300 万円の財産の拠出が必要となるが、子どもの貧困の負の連鎖を断ち切る理念の下、市全体で子どもの貧困対策の機運の醸成を図る観点から、市が設立者となって拠出するとともに、当該法人の事務体制を整えるため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき職員を派遣し、業務の円滑な実施を確保していく。

寄付で集まった基金の活用については、まずは子ども食堂や学習支援の場など子どもの居場所を創出したいと考える担い手からの申請を受け、当該法人内で必要性や妥当性、持続性を協議の上、事業準備経費としての設立費用や人件費、運営費等を基金から拠出することとし、その後の運営費についても協議の上、必要な拠出を行っていくこととする。なお、基金からの助成は、上記でのイニシャルコストやランニングコストを踏まえ、事業準備経費として 20 万円、事業運営経費として 1 年度 15 万円を上限として助成を行う。

また、市の役割として、市全体で子どもの貧困対策の機運の醸成を図る立場から、つなぎ役として支援ネットワークの形成に主眼を置き、子どもの貧困問題の周知、イベントの実施・啓発、地域資源の発掘やマッチング、財政的支援を担うものとする。さらには、当該法人の活動の安定を目指し、3 年間を目途に基金に拠出して財政的支援を行いつつ、寄付へのインセンティブを高めるため、地域の子どものに係る活動に特徴を見出し、子どもの

貧困対策の機運の醸成を図っていく。その方策としては、これまで地域内で行われてきた祭りやバザー、農業体験等の取組について、それに参加するメリットと合わせて、時機を捉え SNS により効果的に情報発信を図るとともに、地域の中で子どもが孤立せずつながることができるよう、職員自らが様々な機会に積極的に地域に出ていき、次に掲げる地域での取組を推進する。

なお、子どもの居場所を創出したいと考える担い手が出てくるのかという点について、筆者が行ったヒアリングにおいて、市民から「子ども食堂を作りたい」「仕事を退職したため時間がある」との声を聞くことができ、また、近隣の埼玉県立大学や獨協医科大学附属看護専門学校では、人と接することが重要な福祉・医療において、子ども食堂の運営を通じて学生のコミュニケーション能力等の資質向上を図りたいとの意向が見られることから、市が既存の取組等の情報発信や相談支援を図りながら丁寧に基金活用へのマッチングを行うことで応えていきたいと考える。

①子どもの居場所を会場とした啓発イベント等の実施

自治会で開催する祭りなど地域でのイベントと併せて、子ども食堂もイベント会場の一つと位置付け、日頃、子ども食堂で提供している食事と同じものを提供して子ども食堂の活動の周知を図るとともに、食材や基金への寄付を呼び掛ける。また、学習支援の場においては、学習ボランティア人材の発掘に向け、子どもに教える側の一日体験を実施し、大人が子どもへの接点を持つことから始め、大人が支援を必要とする子どもに気づくことにつながっていく。

②「地域子ども食堂集会」の開催

市内の子ども食堂には、子ども食堂に興味がある市民から毎月のように運営方法についての問い合わせが寄せられている。「子どものために何かしたい」と思いながらも方法が分からず行動に移せていない潜在的な担い手が求めるものは、既に子ども食堂を運営するなど現に活動している担い手からの実体験の声であり、それに応えるものとして、様々な担い手や潜在的担い手が一堂に介する「地域子ども食堂集会」が地域主催により持続的に開催されるよう、市は準備段階における人的支援、啓発活動、先進的取組を進める団体の当該集会への参加を目的としたマッチング等を行う。

そして、当該集会は、市内各地域における子どもの生活実態の情報共有、子どもが抱える問題への気づきや対応の事例報告、許可等の行政手続きや資金面での運営のノウハウの伝授、個別ブースによる相談を通じて、地域における「子どもたちのために何かしたい」という思いを子ども食堂での活動という形に具現化していく役割を担う。なお、市は、つなぎ役として必要なところに情報を確実に届けながら、潜在的な担い手に寄り添い、問題の解決策を共に考え、人と人がつながる支援ネットワークの形成を図っていく。

③「フードバンク」「フードパントリー」の実施

事業所や家庭で余った食材等を引き取り、子ども食堂等に無料で提供するフードバンクや、余った食材等を倉庫に保管し、支援を必要とする家庭に取りに来てもらうフードパントリーの取組を実施する事業者等に協力し、啓発を行う。なお、食材の提供の対象を経済的支援を必要とするひとり親家庭とする場合には、市は、児童扶養手当の受給者に対し集

中的に周知を図るなどして、必要な支援をつなげていく。

④ボランティア人材の活用

既に地域で活動を行っている人材等に対し、子ども食堂や学習支援の場へのボランティアの協力を依頼して、ボランティア人材の掘り起こしを行うとともに、大学との連携を図りながら学生ボランティアを募る。特に、学生ボランティアについては、児童館や地域でのイベントなど子どもが多く集まる場において、学生自身の体験談を子どもに話をするなどして、身近なロールモデルとしての活躍が期待できる場所である。

⑤空き家情報の提供

子ども食堂の場所については、運営方法を考慮して自由に設定できるが、場所の確保が難しい場合が想定される。そこで、市に寄せられる空き家の情報を子どもの居場所の創出を検討する個人や団体につなぎ、子どもの居場所を創出しやすい環境を作ることで、担い手への支援を行う。

(2) 子どもの居場所の創出の目標

①基金への寄付金額の目標

吉川市のふるさと納税（まちづくり応援寄付金）の現状から、平成 29 年度の子育て支援分野への寄付金額は 210 万円であり、子育てを支援したいという潜在的な意識が比較的高いことがうかがえることを考慮して、毎年 200 万円の寄付を目標とする。なお、寄付が集まらなかった場合や、子どもの居場所を創出したいと考える担い手が多く出てくるなどして基金に不足が生じる場合には、市は担い手とともに、国や民間団体等の別の助成制度の活用を検討しつつ、市からの財政的支援を継続させて持続可能な基金の運用を担保し、子どもの居場所の質の確保を図っていきたいと考える。

②子どもの居場所の設置数等

子どもにとってより身近で、安心して過ごすことができるよう、また、学校や自治会、民生委員・児童委員など地域が相互に連携を図る中で、支援が必要な子どもに早期に気づくために、全 8 校ある各小学校区に 1 つの子ども食堂の設立を目指す。需要については、日頃、学校と連携した業務の中で各学校から生活に困難を抱える子どもの情報が市役所に寄せられている実態から推察すると、市内全域での利用は見込めるものとする。児童の 1 日当たりの利用人数の見込みについては、各小学校区の全児童数が、少ない学校では約 200 名である一方で、多い学校では 1,000 名を超えるなど差異がみられるところではあるが、現在 1 か所ある子ども食堂が位置する小学校区の児童の 1 日当たりの利用実態が約 2%と推計できることを考慮して、1 小学校区で 5 名から 20 名程度と見込む。なお、利用人数が少数しか見込めない小学校区もあるが、この場合は、放課後に子どもがすぐに立ち寄りやすいよう小学校付近への設置や、地域内の各箇所を自動車で行く移動食堂の実施などにより、担い手と共に創意工夫を図りながら対応を検討していきたい。子ども食堂のスペースについては、小さなコミュニティスペースの役割を持つことも考慮して、一度に 10 名程度が利用できる広さが妥当であるとする。

また、学習支援の場については、現在、市内 1 か所で開催している学習支援教室が中学生と高校生を対象としていることから、その対象を小学生へ拡大するとともに、子どもが

学習を通して様々な大人との交流が図れるよう、広く各地域への波及を目指して地域で核となる人材との連携を図りながら設置を進めていく。

5 おわりに

子どもの居場所を創出するためには、担い手の主体的かつ積極的な支援の気持ちと行動、それを支援を必要とする子どもに直接つなげるための行政の積極的かつ迅速な行動、そして何よりも地域での子どもの貧困対策に関する機運の醸成が必要であると考えます。この度の提言における問題は、市民が基金へ寄付をしたいと主体的に思えるかどうかであり、かつ、その思いが持続可能なものでなければならない。

市内在住の 18 歳以上の男女 1,500 人に対して行った平成 30 年度吉川市市民意識調査によると、「この 1 年以内に、自治会やボランティア、NPO などの活動に参加したことがありますか」の問いに対して、「ある」との回答が 36.5%、「ない」との回答が 60.9%となっている。また、「今後、自治会やボランティア・NPO などの活動に参加したいと思いませんか」の問いに対して、「参加したい」との回答が 9.6%、「どちらかと言えば参加したい」との回答が 24.1%となっている。この調査結果からは、市民の地域活動等への関心度や参加意識は低いと考えられ、基金設置に対する寄付への機運は高まっていない現状であると推察できる。また、各職員を見ても個人的な地域貢献の活動の姿はあまり見られない。

しかしながら、広く職員に市民の地域活動への参加意識や子どもの生活の実態を伝えつつ、市全体が市民・地域・行政の連携の下、様々な寄付へのインセンティブを働かせる取組を進められるよう、着実に子どもの貧困対策への機運の醸成を図っていく努力が必要であると考えます。筆者自身、子ども食堂に家庭で余った食材を持ち込むなど、小さいながらも行動を起こしながら、様々な場面で交流を図り、支援の輪を広げていくことを着実に進めていきたい。子どもの貧困対策の推進を通じて、吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標として掲げる「子どもの笑顔と活気でまちを満たす」の実現に向けて邁進していく所存である。

(参考文献・ホームページ)

- 子どもの貧困ハンドブック 松本伊智朗、湯澤直美ほか (2016) かもがわ出版
- 子供の貧困が日本を滅ぼす 日本財団子どもの貧困対策チーム (2016) 文藝春秋
- 子ども食堂をつくろう！ NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク (2017) 明石書店
- 日本人のためのクラウドファンディング入門 板越ジョージ (2015) フォレスト出版
- 明石市ホームページ <https://www.city.akashi.lg.jp/>